

農産物検査業務規程

一般社団法人 日本養鶏協会

第1章 総 則

(総則)

第1条 一般社団法人 日本養鶏協会(以下「本会」という。)が農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」という。) 第2条第5項の登録検査機関(以下「登録検査機関」という。)として行う同条第1項の農産物検査(以下「農産物検査」という。)に関しては、この規程を定めるところによる。

(農産物検査の方針)

第2条 本会が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- 一 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。
- 二 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

(法的地位及び責任)

第3条 本会は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

- 2 本会は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第2章 農産物検査を行う時間及び休日

(始業及び終業時刻)

第4条 農産物検査を行う時間は、9時15分から17時30分までとする。(休憩時間は12時00分から13時00分まで)

- 2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

(休日)

第5条 休日は次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで
- 四 その他会長が特に必要と認めた日

2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本会は、国内産玄米及び国内産もみ米について農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本会は、法第2条第3項の品位等検査を行う。

(農産物検査を行う区域)

第8条 本会が品位等検査を行う区域及び区域ごとに行う農産物の種類は、次に掲げるとおりとする。

農産物検査を行おうとする区域	種類
青森県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
栃木県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
群馬県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
埼玉県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
長野県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
富山県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
三重県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
広島県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
山口県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)

徳島県	国内産玄米(飼料用)
香川県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
福岡県	国内産もみ(飼料用)
熊本県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
大分県	国内産玄米(飼料用)
	国内産もみ(飼料用)
鹿児島県	国内産もみ(飼料用)

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。

名称	所在地
一般社団法人 日本養鶏協会	東京都中央区新川 2-6-1 6

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所(以下「検査場所」という。)を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員(以下「農産物検査員」という。)の数は、次に掲げるとおりとする。

事務所	
名称	所在地
一般社団法人 日本養鶏協会	東京都中央区新川 2-6-1 6

検査場所		農産物検査員数
名称	所在地	
(株)カネマ成田商店	青森県北津軽郡板柳町大字館野越字橋元50番2の1	3名以上
江良 淑浩	青森県つがる市木造菰樋千代森6-1	
大平 精一	青森県黒石市大字三島字村里47-1	
津軽みらい農協 尾上カントリーエレベーター	青森県平川市猿賀明堂76	
カネマ倉庫	青森県北津軽郡板柳町大字館野越字橋元167番地1	
中泊倉庫	青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮234番地1	
柏倉庫	青森県つがる市柏大字桑野木田字米本31-21	
玉清水倉庫	青森県北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水72番地56	
渡邊 洋一	青森県つがる市木造大字川除字栄盛76-1	
株式会社青森ポーター	青森県三戸郡階上町蒼前東2-9-46	2名以上
岩出正行	栃木県鹿沼市中栗野 7 3 8	1名以上

茂木農場保管庫	栃木県芳賀郡茂木町大字小貫2731	1名以上
高峰の郷倉庫	栃木県茂木町深沢418-4	
株式会社トマル	群馬県前橋市西大室町2571-1	
飼料用米混合施設	群馬県前橋市荒子町1394-1	
有限会社北群ファーム	群馬県利根郡みなかみ町永井623-2	1名以上
ふかや農業協同組合	埼玉県深谷市本田339番地	1名以上
松本ファーム有限会社	埼玉県熊谷市楊井1780	2名以上
橋爪畜産	埼玉県児玉郡上里町七本木121	
農事組合法人 セイメイファーム	埼玉県比企郡嵐山町杉山658	1名以上
愛鶏園倉庫	埼玉県深谷市針ヶ谷1238-2	1名以上
農事組合法人会田共同養鶏組合	長野県安曇野市穂高柏原4571-1	1名以上
農事組合法人会田共同養鶏組合	長野県松本市会田1553	
黒田農園	富山県富山市八尾町黒田600-3	1名以上
株式会社鳥鹿養鶏園	三重県津市芸濃町棕本3528-1	1名以上
株式会社マルサン	広島県山県郡北広島町川東氏神3282-1	1名以上
農事組合法人 清流の郷・泉	広島県三原市久井町泉字才ノ木1345番3	
株式会社 ファーム寒曳	広島県山県郡北広島町大朝158-1	
農事組合法人 むくなし	広島県三原市大和町棕梨1072-1	
中山 芳己	広島県三原市本郷町上北方1826	
西川 敏明	広島県三原市大和町篠520	
農事組合法人 別所千坊	広島県山県郡北広島町本地1461-1	
農事組合法人 ふかせ	広島県安芸高田市甲田町深瀬878-3	
大和風土合同会社	広島県三原市大和町上徳良4496-1	
有限会社 時川プロダクト	広島県安芸高田市向原町戸島2916	
有限責任事業組合 小枝	広島県山県郡北広島町大朝6106-1	
農事組合法人殿垣内	広島県庄原市殿垣内町43	
農事組合法人ライスはただ	広島県三原市久井町下津457-1	
農事組合法人えーのー	広島県安芸高田市吉田町常友2474-3	
株式会社芸北運送	広島県山県郡北広島町川小田字後賀原364-1	
早志 俊三	広島県東広島市福富町上竹仁843-38	
有間農業集団組合	広島県山県郡北広島町有間743-1	
(農) 星城の里	広島県安芸高田市吉田町桂43-2	
株式会社出雲ファーム	山口県山口市徳地堀940	1名以上
タムラポーターリー有限会社	徳島県阿南市那賀川町工地234	1名以上
有限会社新延孵化場	香川県三豊市三野町吉津甲984	1名以上
(有) タナカ	香川県善通寺市善通寺町2957	
(株) 高畑精麦	香川県善通寺市吉原町2392-1	
岩本 土司夫	香川県三豊市三野町下高瀬1740-1	
有限会社さぬき新栄	香川県観音寺市中田井町567-1	2名以上
(有) 金江養鶏場 大川農場	香川県さぬき市大川町南川910-2	1名以上
高橋 直樹	香川県観音寺市新田町1176	1名以上
城井ふる里村有限会社	福岡県築上郡築上町下香楽548-1	2名以上
株式会社くろいし	熊本県合志市豊岡2000番地234	2名以上
有限会社那須ファーム	熊本県宇城市松橋町古保山1748-1	2名以上
有限会社鈴木養鶏場	大分県速見郡日出町大字藤原5707-12	2名以上
(農) 大分県豊のしゃも生産者協議会	大分県豊後大野市大野町宮迫1972-1	1名以上
奈良 祝伸	大分県豊後大野市大野町酒井寺398	
澁谷 房徳	大分県豊後大野市大野町屋原1541	
武藤 宜雄	大分県豊後大野市宮迫985	
株式会社霧島エッグ	鹿児島県霧島市霧島永水3909-38	2名以上

第4章 農産物検査の業務の実施

(農産物検査を行う者)

第11条 農産物検査は、第25条第1項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

一 検査試料の採取業務

二 量目に係る検査における計量業務

三 農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。)

第10条第3項の検査証明の押印業務

(農産物検査の請求の受理)

第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者(以下「検査請求者」という。)から別記様式による農産物検査に係る検査請求書(以下「検査請求書」という。)が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。

2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。

3 本会は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することができないものとし、拒否する場合は、その理由を請求者に説明するものとする。

4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、5年間保存するものとする。

(農産物検査の受付の条件)

第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物(包装されていないもの)にあっては、1キログラム以上のものに限る。)でなければ、農産物検査を行わない。

一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項(法第34条第3項において準用する場合を含む。)の品位等検査を受ける場合

(受検のための準備)

第14条 本会は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- 一 受検品に関する情報の提供(品種別作付面積等)
- 二 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等
- 三 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

(農産物検査の業務の実施方法)

第15条 農産物検査員は、規則第16条に規定する機械器具その他の設備（第33条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(検査証明)

第16条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。

(農産物検査の結果の通知)

第17条 農産物検査員は、農産物検査の実施後速やかに様式1号により検査結果を請求者に通知する。

なお、検査証明書を交付する場合は、検査証明書をもってこれに代えることが出来る。

(帳簿の作成及び保存)

第18条 本会は、様式6号の帳簿を作成し、5年間保存するものとする。

第5章 検査手数料等

(検査手数料)

第19条 検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする。（金額は消費税込）

一 国内産玄米

イ 60キログラムの包装のもの	1包装につき	60円
-----------------	--------	-----

ロ	50キログラムの包装のもの	1包装につき	50円
ハ	30キログラムの包装のもの	1包装につき	30円
ニ	25キログラムの包装のもの	1包装につき	25円
ホ	20キログラムの包装のもの	1包装につき	20円
ヘ	イ、ロ、ハ、ニ及びホに掲げる以外のもの 1キログラム当たり 1円		

二 国内産もみ米

イ	40キログラムの包装のもの	1包装につき	40円
ロ	20キログラムの包装のもの	1包装につき	20円
ハ	イ及びロに掲げる以外のもの 1キログラム当たり 1円		

(検査手数料の収納方法)

第20条 検査手数料は、現金又は口座振替により収納することを原則とする。

2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

(費用の負担等)

第21条 本会は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第6章 農産物検査を行う組織

(組織)

第22条 本会の農産物検査を行う組織は、別紙1のとおりとする。

(会長の責任)

第23条 会長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

(会長の権限の委譲)

第24条 会長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

(農産物検査員の任命)

第25条 会長は、本会に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

2 会長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

3 会長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

(農産物検査員の職務)

第26条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。

2 農産物検査員は、会長及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。

3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、会長が指定する研修を受講しなければならない。

4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第27条 会長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

(内部監査)

第28条 会長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的を実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

(不適切な行為の防止等)

第29条 会長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施

- 主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。
- 2 会長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに関東農政局長に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

(国による調査の受け入れ)

第30条 本会は、国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

(指導的農産物検査員の役割)

第31条 本会は、国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

- 2 指導的農産物検査員は、第27条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で会長を補佐する。

(異議申立て、苦情及び紛争の処理)

第32条 本会は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等の保守点検)

第33条 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

(等級証印及び農産物検査員の認印の管理)

第34条 等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するものとする。

(等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用等)

第35条 本会の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。

- 2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに地方農政局長に報告する等適切な措置を講じるとともに、地方農政局長の要請による調査等に協力するものとする。

(農産物検査の結果の報告)

第36条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより農林水産大臣へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。

(その他)

第37条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に
会長が定めるものとする。

制	定	平成26年9月11日
改	定	平成26年10月2日
改	定	平成27年9月25日
改	定	平成28年8月26日
改	定	平成28年9月7日
改	定	平成28年11月7日
改	定	平成29年9月4日
改	定	平成30年7月24日
改	定	令和元年5月21日
改	定	令和3年4月21日
改	定	令和7年7月30日

検 査 請 求 書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
					0.00	
					0.00	
					0.00	
					0.00	
					0.00	
検査手数料の合計額					0	

2 希望受検場所

3 希望受検期日 令和 年 月 日

上記により、農産物検査法第3条の品位等検査(米穀の品位等検査)を受けたいので、請求します。

令和 年 月 日

検査請求者

住 所

氏名又は名称

印

(登録検査機関)

一般社団法人日本養鶏協会

会長 ○○ ○○ 殿

検 査 請 求 書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
					0.00	
					0.00	
					0.00	
					0.00	
					0.00	
検査手数料の合計額					0	

2 希望受検場所

3 希望受検期日 令和 年 月 日

上記により、農産物検査法第5条第1項の品位等検査(検査を受けていない米穀の品位等検査)を受けたいので、請求します。

令和 年 月 日

検査請求者

住 所

氏名又は名称

印

(登録検査機関)

一般社団法人日本養鶏協会

会長 ○○ ○○ 殿

様式 1 号

検 査 結 果 通 知 書

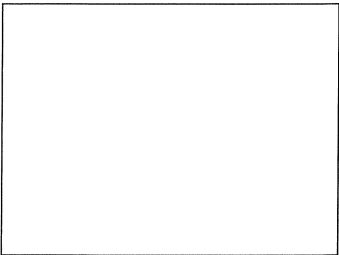
令和 年 月 日

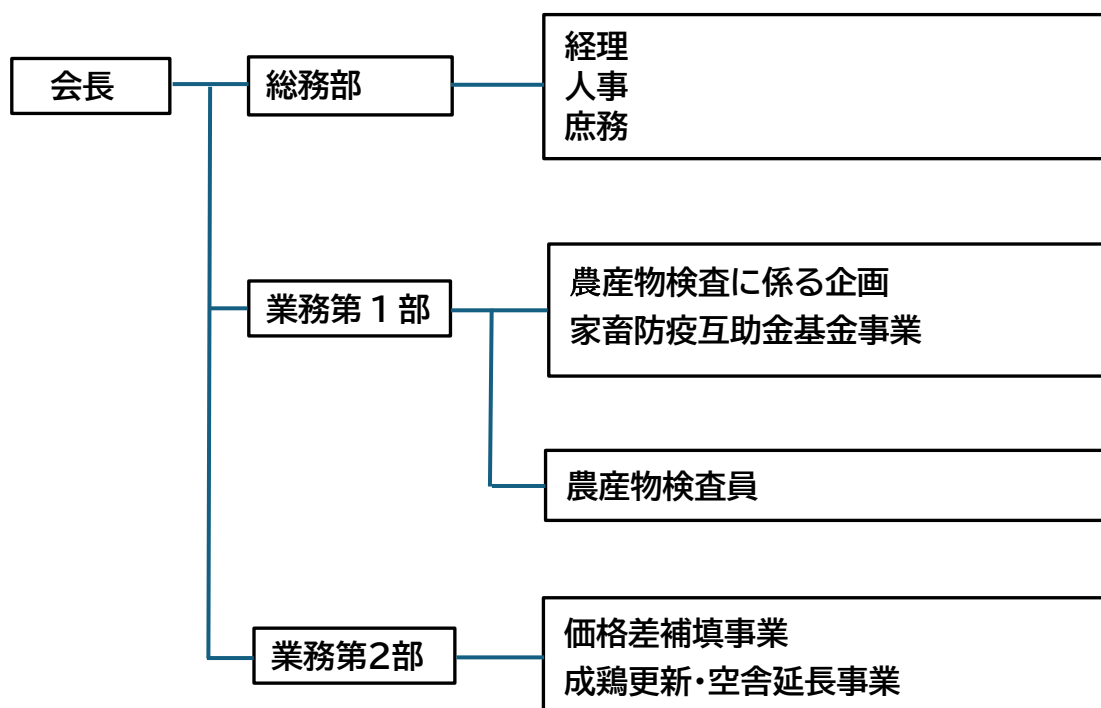
(検査請求者名) 殿

検査請求年月日：令和 年 月 日				検査請求者氏名：		
検査請求者住所：						
検査年月日：令和 年 月 日				検査場所：		
検査場所住所：						
検査請求区分：			包装・量目：		検査方法：	
年産：			産地：			
種類	等級	数量	検査手数 料単価	検査手数料額	格付理由	水分
計						

登録検査機関：一般社団法人日本養鶏協会

農産物検査員認印





業務分担表

総務部	主な業務
	1. 経理 2. 人事 3. 庶務
業務第1部	1. 農産物検査に係る企画 2. 家畜防疫互助金基金事業
業務第2部	1. 価格差補填事業 2. 成鶏更新・空舎延長事業

農産物検査用等級証印・検査員認印の取扱要領

一般社団法人 日本養鶏協会

農産物検査用等級証印・検査員認印は、他の検査器具機材とは異なり検査証明に使用するものであるため、偽造防止と検査証明の信頼性の確保を図る観点から、この取扱について次の通り定める。

1. 等級証印・検査員認印の管理について

当協会の農産物検査業務において使用する全ての等級証印・認印は、その印影を地方農政局長に届け出するとともに、会長が指名する等級証印及び検査員認印管理者（以下「管理者」という。）が責任を持って管理するものとする。

- (1) 等級証印・認印は、原則として農産物検査員が検査に使用するとき以外は、保管場所から持ち出さないこととする。

ただし、検査繁忙期にあつては、検査員個人が責任を持って管理することができる場合にはこの限りでない。

- (2) 使用不能となった等級証印・認印は、偽造防止のため管理者が責任を持って廃棄処分するものとする。
- (3) 認印を更新するときは、偽造防止の観点から、原則として書体を変える等により更新前のものとは判別可能なものとし、更新した印影は改めて地方農政局長に届け出ることとする。

2. 管理簿等の作成

- (1) 管理者は、等級証印・認印の数を常に把握し、管理簿により受払を明確にしておくこととする。
- (2) 検査員は、保管場所から(1)の印を持ち出すときは、管理簿等に記入して持出・返却を明確にしておくこととする。
- (3) 検査員は、保管場所以外で等級証印の受け渡しを行う必要が生じた場合には、管理者にその旨を伝えるものとする。また管理者は、受け渡し者双方に確認した上、管理簿等にその旨を記入することにより記録を残すこととする。

3. 農産物検査員の認印の使用

検査員認印の押印出来るものは、次の事項に掲げるものとする。

(検査証明書、検査結果通知書)

なお、規程に定める事項と記載内容が同等のものと判断ができるものに限り、名称が異なる場合にあっても押印が出来るものとする。

4. その他

この要領に定めのない事項については、会長が別途指示して対処するものとする。

農産物検査業務内部監査規程

一般社団法人 日本養鶏協会

1. 目的

監査は、協会が行う農産物検査の業務が、業務規程等に従って実施されているかを検証し、適正かつ円滑な農産物検査を安定的に確保するための改善等に資するために実施するものとする。

2. 頻度

会長は前記に基づく監査を原則として年一回実施する。また、会長は必要に応じて特別監査を実施する。

3. 監査員の指名

- (1) 会長は、監査を行うに适当であると認めた者の中から監査員を指名するものとする。

その際、農産物検査に係る事務所に対する監査の場合は、農産物検査業務を直接担当していない者から監査員を指名するものとする。

- (2) また、特別監査の監査員は(1)に準じて会長が指名するものとする。

4. 監査の実施

監査員は、監査実施計画(監査日時、監査範囲、項目等)を策定し、この計画にもとづき、書類確認等による事実認定を中心に監査を実施する。

5. 監査報告書の作成と報告

- (1) 監査員は、監査結果を報告書にとりまとめ、会長に報告する。
- (2) 報告書には、監査項目ごとの業務実施状況、監査員の講評等を記載する。

6. 是正措置

会長は、監査の結果、改善事項等の指摘を受けた場合には速やかに、農産物検査担当部署の長に是正計画を策定させ、その実施状況を確認する。